

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 20 日

株主および登録株式質権者各位

石川県加賀市熊坂町イ 197 番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家 康三

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「株式等決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行なうための通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主について、同法の施行日以降、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項)を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

(郵便物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町 1 番 10
住友信託銀行株式会社証券代行部
(住所変更等用紙のご請求先) 0120-175-417
(お問い合わせ先) 0120-176-417

以上

(注)「特別口座」とは、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。